

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて

中間とりまとめ（一部抜粋）

第 4 章 第 3 節 制度的・財政的な対応に関する検討

巨大災害に備え、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、制度面・財政面からみて必要な措置をあらかじめ関係者の意見を聞きつつ幅広く検討し、検討状況に応じて必要な措置が具体化されたものから、法令面の見直しを適宜行うとともに、財政支援制度を充実すべきである。

- ① 巨大災害発生時における災害廃棄物処理に係る関係者の役割・責務の明確化
 - 南海トラフ巨大地震においては国内の多数の地方公共団体が被災し行政機能が大幅に低下することが想定され、また、首都直下地震においては首都の中核機能が著しい被害を受けることから、東日本大震災以上に発災後の初動対応に遅れが生じることが想定される。発災後の円滑な災害廃棄物処理を推進すべく、災害廃棄物処理に係る関係者が担うべき役割・責務や地方公共団体の行政機能が低下したときの災害廃棄物対策の代行制度について、あらかじめ検討する。
- ② 巨大災害発生時における災害廃棄物処理に係る特例措置の検討
 - 巨大災害発生時においては、東日本大震災で得られた知見・経験を活かし、民間事業者の能力・人材・ノウハウ等を活用することを念頭に置いた上で、改正災害対策基本法に基づく災害発生時の廃棄物処理基準、委託基準の特例措置について事前に検討し、災害発生時に速やかに発令できるよう準備する。
 - また、東日本大震災における災害廃棄物処理に関して、移動式の建設重機や既存の産業廃棄物処理施設が破砕・選別・焼却等の中間処理工程において果たした役割は大きいことから、これらの施設を最大限活用すべく廃棄物処理施設の手続きに関する特例措置についても検討する。
- ③ 仮設処理施設の設置に係る諸手続きに関する特例措置の検討
 - 円滑に災害廃棄物処理を推進するためには、既存の廃棄物処理施設の活用のほか、仮設処理施設における処理も重要である。できるだけ早期に地域の合意が得られた仮設処理施設における災害廃棄物処理に着手できるよう、仮設処理施設の設置に係る諸手続きに関する特例措置について検討する。
- ① 巨大災害発生時における災害廃棄物処理に係る新たな財政支援制度の検討
 - 東日本大震災を教訓に、発災直後、市町村において予算の工面が必要になることに鑑み、都道府県・市町村等が安心して災害廃棄物処理に取り組めるよう、巨大災害時の災害廃棄物処理事業に関する国の財政支援制度（費用負担面、手続き面）につ

いて検討する。

- 処理体制構築に係る今後の国及び地域ブロック単位での検討状況を踏まえつつ、廃棄物処理システムの強靱化に資する都道府県・市町村等の廃棄物処理施設の財政支援メニューを検討する。